



日環エコ第080321097号

2008年 3月21日

有限会社サンセルフ 殿

財団法人 日本環境協会

エコマーク事務局



エコマーク商品認定審査申込に対する結果通知書（認定）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、当協会のエコマーク事業運営に関しまして、格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴社からのエコマーク商品認定審査の申込につきましては、審査の結果、認定となりましたのでご通知申し上げます。

つきましては、エコマーク使用契約を締結いたしたく、同封の「エコマーク使用契約書」及び支払担当者様宛に送付する「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」（各2通）につきましては、記入・押印（社印・代表社印）のうえ、当事務局まで郵送またはご持参くださるようお願い申し上げます。（契約書の日付は、記入しないで下さい。また、収入印税法第5条第1号の規定により収入印紙を貼付する必要はありません。）

なお「エコマーク使用規定」第4条により、本通知書の発信日から2ヶ月以内に「エコマーク使用契約書」及び「エコマーク使用料の支払等に関する契約書」が締結されない場合は、自動的に認定は取り消されることとなりますのでご留意下さるよう念のため申し上げます。

敬具

記

1. 認定商品

- 1) エコマーク認定番号 07 131 035
- 2) エコマーク商品類型名 No. 131 「土木製品Version1.8」

3) 商品ブランド名 バーキングラバー

4) 型式等 裏面に記載の通りとする。

5) マーク下段の表示 該当する認定基準書に記載の表示方法に従うこと。

2. 認定の条件

商品等へのエコマークの使用は「エコマーク使用契約書」締結後よりとする。

以上

パーキングラバー

現在、環境保全について国及び独立行政法人等による環境物品の調達の推進を進めています。背景は地球温暖化問題や廃棄物問題が有りますが、その解決には環境負荷の少ない物品への需要の転換を進めていく必要が有ります。

パーキングラバーは、今までのコンクリート製では無く環境負荷が少ないリサイクル製品で安全性の高い商品です。

パーキングラバーは土壌汚染対策法施行規則に挙げられた特定有害物質の基準に適合している商品です。

土壌汚染対策法施行規則 平成 14 年 12 月 26 日 環境省令第 29 号

最終改正 平成 19 年 4 月 20 日 環境省令第 11 号

| 特定有害物質の種類 | 溶出基準要件 | 第三者試験機関分析結果 | 含有量基準要件 | 第三者試験機関分析結果 |
|------------|-----------------|-----------------|--------------|---------------|
| 鉛及びその化合物 | 鉛 0.01 mg 以下 | 鉛 0.002 mg | 鉛 150 mg 以下 | 鉛 1 mg 未満 |
| 鉛及びその化合物 | 鉛 0.01 mg 以下 | 鉛 0.008 mg | 鉛 150 mg 以下 | 鉛 13 mg |
| 六価クロム化合物 | 0.05 mg 以下 | 0.02 mg 未満 | — | — |
| ひ素及びその化合物 | ひ素 0.01 mg 以下 | ひ素 0.005 mg 未満 | ひ素 150 mg 以下 | ひ素 1 mg 未満 |
| 水銀及びその化合物 | 水銀 0.0005 mg 以下 | 水銀 0.0005 mg 未満 | 水銀 15 mg 以下 | 水銀 0.05 mg 未満 |
| セレン及びその化合物 | セレン 0.01 mg 以下 | セレン 0.002 mg 未満 | — | — |

※溶出基準要件 検液 1L につきの溶出量 含有量基準要件 土壌 1kg につきの含有量